

令和6年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手续が必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手续が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和6年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、令和6年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和6年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	定時制
生活保護受給世帯	32,300 円
非課税世帯（第1子）	122,100 円
非課税世帯（第2子）	143,700 円

申請時期・方法

- ・本校に在籍するすべての生徒・保護者のみなさまにお知らせしています。
- ・申請される方は事務室まで申請書を取りに来てください。
- ・申請書と必要書類を令和6年7月12日（金）までに事務室へ直接提出してください。

給付予定時期

令和6年9月～11月頃

申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・学校の定める日までに書類提出できない場合、支給決定できませんので、提出期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和6年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問合せ先

兵庫県立西宮香風高等学校 事務室 （0798-39-1017）

家計急変分**令和6年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内**

- ・保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対する支援制度が設けられました。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手续が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和6年度の保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯でない

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000 円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,216,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満	6人世帯	3,704,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満	7人世帯	4,140,000 円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、かつ令和6年7月12日（金）までに書類を提出した場合

	全日制・定時制
非課税世帯（第1子）	122,100 円
非課税世帯（第2子）	143,700 円

- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び学校が定める日以降に書類提出した場合
申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）

122,100 円 × 6 月（10～3 月）／12 月 = 61,050 円

注意事項

家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。